



重要文化財(建造物)に指定

おおやまでらふどうどう ぐうでん
大山寺不動堂、宮殿

10月28日(火)に臨時公開

国の文化審議会(会長 ^{しまたにひろゆき} 島谷弘幸)は、令和7年10月24日(金曜日)に開催された文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、大山寺不動堂1棟、宮殿1基を重要文化財(建造物)に指定することを文部科学大臣に答申しました。

鴨川市内の重要文化財(建造物)の指定は初めてで、市内の国指定文化財は、特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」、天然記念物「清澄の大スギ」と合せて3件となります。

なお、指定日は官報告示の日となります。

○重要文化財(建造物) 指定物件

1 名称、員数、構造及び形式

名称	員数	構造及び形式
おおやまでらふどうどう 大山寺不動堂	1棟	桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、向拝一間、軒唐破風付、銅板葺、附・棟札二枚
おおやまでらぐうでん 大山寺宮殿	1基	桁行三間、梁間二間、二重、切妻造、上重正面千鳥破風付、下重正側面軒唐破風付、木瓦葺、須弥壇含む

2 所有者 大山寺(真言宗智山派)(代表役員(住職)^{かなもと たくじ}金本 拓士)

3 所有者住所 千葉県鴨川市平塚1718番地1

4 所在地 千葉県鴨川市平塚1718番地1

5 建立年代 大山寺不動堂 ^{きょうわ} 享和2年(1802)大山寺宮殿 ^{げんろく} 元禄12年(1699)

6 指定基準 (一)意匠的に優秀なもの

(五)流派的又は地方的特色において顕著なもの

7 説明

大山寺は、長狭平野の最西端に位置する高蔵山^{たかくらやま}の山頂近くに所在し、明治以前まで天台宗に属する修験道^{しゅげんどう}の寺院として栄えた。現在は真言宗に属している。

現在の不動堂は享和2年(1802)に建立され、220年余りが経過している。それ以前の不動堂^{てんしやう}は天正14年(1586)に建立され、その216年後の享和2年に再建されたことに

なる。

不動堂の内陣^{ないじん}に収められた宮殿は元禄12年(1699)の造営であり、濃密に施された彫刻や極彩色^{ごくさいしき}は千葉県内における早期の事例で、神野寺^{じんやじ}(君津市)や那古寺^{なごじ}(館山市)などの大型宮殿の先駆例としても貴重である。

宮殿は、本尊の木造不動明王坐像^{ざそう}及び両脇侍立像^{じりゅうぞう}を収めるとともに、天正期前身堂の来迎柱^{らいごうばしら}を内包し、須弥壇^{しゅみだん}とともに独立した建築として一体で造立された独特の構造をもつ。

不動堂は、この宮殿を存置した状態で再建された稀有な五間堂^{ごけん}であり、外陣まわりの二重虹梁^{こうりょう}などの架構^{かこう}は、江戸後期の発達した様相を見せ、当地域における寺院建築の時代の指標として重要である。

不動堂と宮殿は、千葉県下における修験系寺院の近世的な展開と様相を示しており価値が高い。

8 宮殿の臨時公開(見学無料)

令和7年10月28日(火)午前10時～正午

午後2時30分～3時30分

重要文化財(建造物)に指定される大山寺宮殿を臨時公開します。

大山寺宮殿は、お参りが可能な外陣と宮殿のある内陣に格子で区切られ、普段は内陣に入ることはできません。

臨時公開では、内陣を開放し、宮殿を間近から見学できるようにします。

※正午から午後2時まで大護摩供法要の準備、午後2時から午後2時30分まで大護摩供法要のため宮殿の見学はできません。

問い合わせ

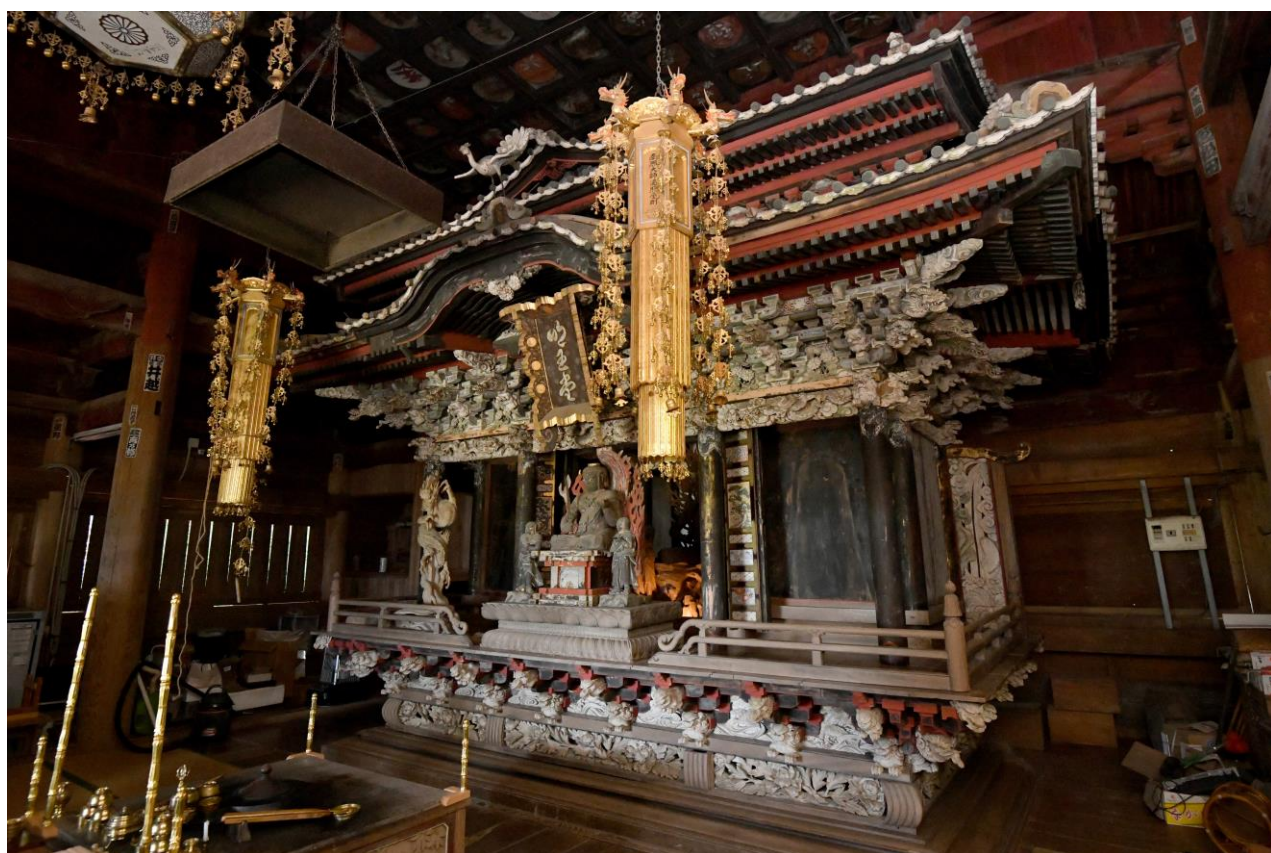
鴨川市教育委員会生涯学習課

文化振興係(郷土資料館) 担当: 畑中

TEL: 04-7093-3800 FAX: 04-7093-1101



大山寺不動堂



宮殿